

事務連絡
平成23年3月26日

大臣認可 { 水道事業体
水道用水供給事業体 } 御中

厚生労働省健康局水道課

放射性物質の拡散による降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について

水道水中の放射性物質の検出状況等をみると、降雨後に高い濃度で検出される傾向があり、可能な範囲で降雨後の表流水（特に初期降雨の流下中）の取水を抑制・停止することで、水道水中の放射性ヨウ素（ ^{131}I ）等のレベルを抑えられる可能性があります。

このため、貴事業者におかれましては、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋（短期間で屋外解放施設のビニールシート等による覆い等）など対処可能な方策をご検討ください。

また、既にお知らせしたとおり、粉末活性炭により若干の低減効果があるとの報告もあることから、併せてご検討ください。

（参考情報）

○文部科学省ホームページ 全国の放射線モニタリングデータ

○原子力安全委員会ホームページ

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの試算について

担当：厚生労働省水道課水道計画指導室

電話：03-5253-1111

（内線 4012、4015、4016）